【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年６月26日
【会社名】	ドイツ銀行 （Deutsche Bank Aktiengesellschaft）
【代表者の役職氏名】	取締役会共同会長　　ユルゲン・フィッチェン （Jürgen Fitschen, Co-Chairman of the Management Board） 取締役　　ステファン・クラウス （Stefan Krause, Member of the Management Board）
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国　60325　フランクフルト・アム・マイン　タウヌス アンラーゲ12 （Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　　箱田　英子 弁護士　　尾本　太郎
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【事務連絡者氏名】	弁護士　　箱田　英子 弁護士　　尾本　太郎 弁護士　　樋口　彰
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当なし

（注）１　本書において「当行」とは、ドイツ銀行をいう。
２　本書において記載されている日本円への換算は、別段の記載のない限り平成26年５月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝138.33円）による。

１【提出理由】

当行取締役会による2014年５月18日付決議及び当行監査役会による同日付承認並びに当行取締役会による2014年６月５日付決議及び当行監査役会から権限の委任された監査役会会長統括委員会による同日付承認に基づいて、本邦以外の地域において当行の既存株主に対するライツ・オファリング（「ライツ・オファリング」）並びに失権株及びライツ・オファリングの対象とならない株式の一般募集（「一般募集」）から構成されるドイツ銀行記名式無額面普通株式（「新株式」）の募集（「本募集」）が開始されたため、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第１項及び第２項第１号に基づき、本臨時報告書を提出する。

２【報告内容】

(1) ライツ・オファリング（新株予約権証券の募集）

① 有価証券の種類及び銘柄
ドイツ銀行新株予約権証券（所有する既存の18株に対して５株（割当比率18対５）を購入することができるいわゆる間接的新株予約権）（ISINコード　DE000A11QV10）（「本新株予約権」）

② 発行数
1,079,358,395個

③ 発行価格
該当なし（０円）

④ 発行価額の総額
該当なし（０円）

⑤ 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
（ｉ）株式の種類及び内容
ドイツ銀行記名式無額面普通株式
各株式につき１議決権が付与される。
（ii）株式の数
新株予約権18個につき新株式５株

⑥ 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
新株式１株当たり22.50ユーロ（約3,112円）（「行使価格」）
（全ての本新株予約権が行使された場合の払込金額総額：6,746,444,662.50ユーロ（約933,235,690,164円））

⑦ 新株予約権の行使期間
2014年６月６日から2014年６月24日まで（ドイツ時間、以下別途記載されない限り同じ。）

⑧ 新株予約権の行使の条件
株主は、その預託銀行を通じて、行使受付代理人のいずれかの営業所において本新株予約権を行使することが求められる。なお、行使受付代理人は当行のドイツ国内の支店である。
本新株予約権の行使の指図は、本新株予約権の権利者の預託銀行に対してなされなければならない。本新株予約権の権利者は、預託銀行の指図に従うことを推奨される。
行使期間内に有効に行使されなかった本新株予約権は、失効し、無価値となる。行使されない本新株予約権に対しては、何らの補償も与えられない。
本新株予約権は、新株予約権18個につき新株式５個（3.6：１）の割当比率で行使することにより、１株またはその整数倍の株式を取得することができるものである。なお、本新株予約権の行使により端株は発行されない。

⑨ 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
１株当たり2.56ユーロ（約354円）
（全ての本新株予約権が行使された場合の資本組入額総額：767,595,481.60ユーロ（約106,181,482,970円））
（注）なお、ライツ・オファリングおよび一般募集（下記(2）において記載）の組み合わせによる資本組入総額は、行使される新株予約権の数にかかわらず、767,595,481.60ユーロ（約106,181,482,970円）である。

⑩ 新株予約権の譲渡に関する事項
本新株予約権は、譲渡可能である。本新株予約権は、フランクフルト証券取引所の規制市場（XETRA及びXETRAフランクフルト・スペシャリスト）において2014年６月６日から2014年６月20日（同日を含む。）までの間、また、ニューヨーク証券取引所において2014年６月６日から2014年６月18日（同日を含む。）までの間、取引されることが予定されている。

⑪ 発行方法

当行の既存の各記名式無額面普通株式には、当行が保有する自己株式及び本新株予約権が付与されない端数部分を除き、１個の本新株予約権が付与される。2014年６月５日夜の時点において、クリアストリーム・バンキングAG（Clearstream Banking AG）は、自動的に、預託銀行に対して、本新株予約権を口座に記載する。

⑫ 引受人の氏名又は名称

新株式は以下の25の金融機関（「引受人」）から成る引受団により引き受けられている。

（ジョイント・ブックランナー）
UBS Limited
Banco Santander, S.A.
Barclays Bank PLC
COMMERZBANK Aktiengesellschaft
Goldman Sachs International
J.P. Morgan Securities plc
ABN AMRO Bank N.V.
Banca IMI S.p.A.
Banco Bilbao Vizcaya Argentaria, S.A.
Citigroup Global Markets Limited
ING Bank N.V.
Mediobanca - Banca di Credito Finanziario S.p.A.
SOCIETE GENERALE
UniCredit Bank AG

（コ・リード・マネージャー）
Bankhaus Lampe KG
CREDIT AGRICOLE CORPORATE AND INVESTMENT BANK
DZ BANK AG Deutsche Zentral-Genossenschaftsbank
Jefferies International Limited
Mizuho International plc
NATIXIS
Nomura International plc
Raiffeisen Centrobank AG
RBC Europe Limited
Standard Chartered Bank
Wells Fargo Securities International Limited

引受契約に基づき、引受人は、当行に対して、一定の条件下で新株式を引き受けることに同意し、（ｉ）端数部分を除き、当行の既存株主に対し、ドイツ連邦共和国（「ドイツ」）、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（「イギリス」）並びにアメリカ合衆国における公募の方法により、ライツ・オファリングを行い、（ii）失権株となった株式及び本新株予約権の対象とならなかった新株式については、アメリカ合衆国における募集並びにドイツ及びその他の特定の法域（ただし、日本を除く。）における私募により、一般募集を行う。

⑬ 募集を行う地域

ドイツ、イギリス及びアメリカ合衆国における公募の方法により、当行既存株主に対する本新株予約権の募集が行われる。

⑭ 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

全ての新株式が１株当たり22.50ユーロ（約3,112円）の行使価格で引き受けられたと仮定する場合、本募集による費用、手数料及び報酬控除前の手取金総額は6,746百万ユーロ（約933,236百万円）と予期される。当行は、総額で最大約124百万ユーロ（約17,153百万円）まで引受委託手数料及びその他の本募集関連費用が生じるものと見込んでおり、これらには最高額で約119百万ユーロ（約16,461百万円）の引受人による引受及び管理委託手数料が含まれる。当行が負担する当該費用は、手取金総額から控除される予定である。全ての新株式が行使価格により行使され又は発行されるものと仮定する場合、当行は新株式の募集により税込みで約6,622百万ユーロ（約916,021百万円）の手取金純額を受け取るものと予期される。

当行は、本募集の手取金純額を、規制上の資本強化のために、また当行が現時点で予見することのできない将来の規制上の不確実性及び課題に対するバッファーとするために、利用する予定である。当行は、当行の各事業分野において有効であると把握している機会を活用するために、手取金の一部を用いて重点投資を行うことも計画している。個別の手取金の配分は、本新株予約権の発行日（下記⑮参照）現在、当行により決定されていない。

⑮　本新株予約権の新規発行年月日
2014年６月５日

⑯　当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
フランクフルト証券取引所及びニューヨーク証券取引所

(2) 一般募集（失権株及びライツ・オファリングの対象とならない株式の募集）

①　有価証券の種類及び銘柄
ドイツ銀行記名式無額面普通株式

②　発行数
2014年６月24日までに有効に本新株予約権が行使されなかった新株式（失権株）及び本新株予約権の対象とならない端数部分（具体的な数は未定である。）の合計
なお、当行取締役会による2014年５月18日及び2014年６月４日付決議に基づく新株式の発行数は、299,841,985株である。

③　発行価格及び資本組入額
（ⅰ）発行価格
可能な限り最善の価格で発行されるが、引受人は発行価格全額を当行に支払うものとし、また、発行価格は最低でも本新株予約権の行使価格と同額とする。
（ⅱ）資本組入額
１株当たり2.56ユーロ（約354円）

④　発行価額の総額及び資本組入額の総額
（ⅰ）発行価額の総額
6,746,444,662.50ユーロ（約933,235,690,164円）
（ⅱ）資本組入額の総額
767,595,481.60ユーロ（約106,181,482,970円）
（注）上記はいずれも全ての新株式が本新株予約権の行使によらず一般募集において１株当たり22.50ユーロ（約3,112円）の行使価格と同じ価格で引き受けられた場合の想定額である。

⑤　株式の内容
ドイツ銀行記名式無額面普通株式
各株式につき１議決権が付与される。

⑥　発行方法
2014年６月24日までに有効に本新株予約権が行使されなかった新株式（失権株）及び本新株予約権の対象とならない端数部分の合計は、上記(1) ⑫記載の引受人により、アメリカ合衆国における募集並びにドイツ及びその他の特定の法域（ただし、日本を除く。）における私募により、一般募集を行う。

⑦　引受人の氏名又は名称
上記(1) ⑫参照

⑧　募集を行う地域
アメリカ合衆国における募集並びにドイツ及びその他の特定の法域（ただし、日本を除く。）における私募

⑨　提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期
上記(1) ⑭参照

⑩　株式の新規発行年月日
2014年６月27日又はその前後

⑪　当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
ベルリン証券取引所、デュッセルドルフ証券取引所、フランクフルト証券取引所、ハンブルグ証券取引所、ハノーバー証券取引所、ミュンヘン証券取引所、シュトゥットガルト証券取引所、ニューヨーク証券取引所（グローバル・レジスタード・シェア）

(3) 2014年６月５日現在の資本金の額及び発行済株式総数
資本金の額　2,763,343,733.76ユーロ（約382,253,338,691円）
発行済株式総数　1,079,431,146株